介護福祉士の資格取得を応援します！

社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度のご案内

東京都内で介護福祉士として返還免除対象業務に2年間継続従事すれば
貸付金が全額返還免除！

貸付額

20万円以内

実務者研修施設に払う授業料、実習費、教材費等の納付金のほか、参考図書、学用品、交通費、国家試験の受験手数料等の経費に充てることができます

貸付期間

実務者研修施設の正規の修学期間

利子

無利子

対象者

実務者研修施設に在学中で、次の(1) ～(4)の要件を全て満たす方

(1) 次の❶～❸のいずれかを満たしていること
- ❶ 東京都内に住所を有している（住民登録をしている）
- ❷ 東京都内の実務者研修施設に在学している
- ❸ 実務者研修施設の学生となった年度の前年度に東京都内に住所を有していた者で、かつ実務者研修施設での修学のために東京都外に転居した

(2) 申込日前日までに、介護福祉士国家試験の実務経験として認められる介護等の業務に３年以上従事した
（３年以上＝従業期間1,095日以上かつ従事日数540日以上。実務経験見込みでの申込不可）

(3) 卒業後に介護福祉士として登録し、継続して（ひと月も欠けることなく）２年以上、東京都内において返還免除対象業務に従事する意思がある

(4) 他県等が実施する同種の修学資金を借りていない（裏面参照）
⚠ 研修修了後は申込できません。

返還免除

次の❶～❹の要件を全て満たした場合、修学資金の返還債務の免除を受けることができます（※要件を満たさない場合は全額返還となります）。

❶ 実務者研修施設を卒業し、国家試験合格後に介護福祉士の登録を行い、
❷ 東京都内の指定施設等に就職し、
❸ ２年間継続して、
❹ 返還免除対象業務に従事した場合

⚠返還免除となるためには、
２年間（730日）で360日以上返還免除対象業務に従事する必要があります。
１日の勤務時間、雇用形態は問いません。

申込方法

在学中の実務者研修施設を通じて東京都福祉人材センターにお申込みください。
申込にあたり、実務者研修施設長の推薦が必要です。
「申込のしおり」で要件等をよく確認してください
（申込のしおりは東京都福祉人材センターホームページに掲載しているほか、実務者研修施設に配布しています）。

留意事項

●申込みにあたり、連帯保証人（個人又は法人）を1名立てていただきます（別途要件あり）。

申込に関すること　在学する実務者研修施設
制度に関すること　社会福祉法人東京都社会福祉協議会　東京都福祉人材センター　修学資金係
☎ 03-5211-2911　平日(月～金)午前９時から午後５時まで
https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/shikin2.html
「フクシロウ」で検索 ➡ トップページから「福祉人材のための資金貸付事業」をクリック！

申込から返還又は返還免除までの流れ

東社協で書類受理後、審査し、貸付の可否を決定します。

貸付金は一括で交付します。

返還免除対象業務に2年間引継ぎ従事した場合、返還免除となります。

申込 → 審査・貸付決定 → 借用証書提出 → 貸付金交付（一括） → 実務者研修施設卒業 → 国家試験合格・介護福祉士登録 → 返還免除対象業務に従事 → 返還猶予申請・決定 → 2年間の継続従事 → 返還免除申請・決定

実務者研修施設を退学した又は２年に満たずに返還免除対象業務を辞めた等の場合には返還となります。

返　　還

よくあるお問合せ

Q 貸付の対象となる実務者研修施設を教えてください。

A 東京都内の実務者研修施設一覧については、東京都福祉保健局ホームページで確認できます。
（https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/koza/youseishisetsutouichiran.html）
※東京都外の実務者研修施設に入学予定又は在学中の場合は、実務者研修施設を通じて東京都福祉人材センターにお問合せください。

Q 他の奨学金等と併用することはできますか。

A 実務者研修を受講するために、国費による他の貸付や給付（例：生活福祉資金、母子及び父子福祉資金、職業訓練給付金、区市町村の助成金など）を利用している場合、原則併用できません。
教育訓練として実務者研修を受講する場合、併用可能です。

Q 返還免除となるためには、卒業後どのような業務に就けばよいですか。

A 東京都内の指定施設等における介護福祉士としての返還免除対象業務が対象となります。
指定施設等と返還免除対象業務の範囲については、申込のしおりで確認してください。

Q 東京都内の介護事業所で介護職員として勤務しています。介護福祉士を取得しても現在の職場で引き続き勤務したいのですが、転職をしなくても返還免除の対象となりますか。

A 対象となります。ただし、返還免除の対象となる業務従事期間は、介護福祉士の登録日以降となります。

Q 介護福祉士の資格を取得しなくても、東京都内で返還免除対象業務に従事していれば返還免除となりますか。

A 介護福祉士として登録した上で返還免除対象業務に従事しなければ、返還免除となりません。

Q すでに実務者研修の受講を修了していますが、今から申込できますか。

A できません。実務者研修施設での在学期間中に申込む必要があります。在学期間とは、東京都内の指定実務者研修施設一覧に記載されたコース期間です（上記URLを参照）。コース期間を超えて在学している方は申込できません。

詳しくは東京都福祉人材センターホームページへ

https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/shikin2.html

◀東京都福祉人材センターホームページは左の二次元バーコードからもアクセスできます。

②福祉人材のための資金貸付事業をクリック

(2022.12)